

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	ホンダ	リ エ
同	辻	義 隆

住民監査請求について（通知）

令和 6 年 2 月 15 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については住民監査請求書（以下「請求書」という。）等記載の内容を、請求人等の特定につながるものを除き、原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

1 請求の要旨

（1）対象となる財務会計上の事実

2023 年 5 月 24 日付の市民局総務部総務担当（企画グループ）からの手紙によると 2023 年 2 月 13 日付で私に対し現金書留を発送したが「あて所が不明」で返送を受け給付金の支給ができなかったため私からの申請は取り下げたものとして取り扱ったので払わないとあるので、2 月 14 日に A 拘置所に着いたとして、事務局に返送されたのが 2 月 15 日として、その日が行為日である。

その当時、私がやり取りをしていたのは大阪市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事務局である。

私に対し大阪市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（5 万円）を支払わないとした。

（2）その行為が違法又は不当である理由

2023 年 7 月 14 日付市民局総務部総務担当企画グループ土居氏及び砂原氏からの手紙によると同年 6 月 2 日に市では収受したとある私が同年 5 月 29 日付で送付した手紙に記載

した通りである。

(3) その結果、大阪市に生じている損害

国の政策であり支払われるべき住民に支払う事が可能なのに支払えておらず、地方自治法 10 条 2 項が定める住民が役務の提供をひとしく受ける権利から受刑者を合理的配慮なく差別的に排除をしており、違法な財務会計上の行為が生じてしまっている。

(4) 請求する措置の内容

是正し、できれば私の申請を勝手に取り下げたものと見なしたことを取り消し、非常に制約が多い受刑者にも払いそびれが生じないよう、誠実に連絡を取り合って欲しい。ちゃんと支払う努力をして欲しい。

第2 判断

本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求は、長や関係職員等による違法、不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が監査委員に対して監査及び防止、是正の措置を請求することにより、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保することを目的としている。

そのため、監査の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は、地方公共団体に何らかの損害を与えるもので、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならない。

つまり、監査対象となる行為等により地方公共団体に損害が発生していない場合には、住民監査請求の対象とすることはできない。

この点、福岡地方裁判所平成 5 年 8 月 5 日判決では、住民監査請求の制度は、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであり、そのため、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきであるとされている。そして、原告が取消しを求めた法人市民税の申告納付の通知につき、違法、不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にはないことが明らかであって住民監査請求の対象となる行為等には該当しない旨判示している。

なお、同判決は、控訴審（福岡高等裁判所平成 6 年 3 月 8 日判決）、さらには上告審（最高裁判所平成 6 年 9 月 8 日判決）においても、支持され確定している。

また、最高裁判所昭和 53 年 3 月 30 日判決においては、住民訴訟における住民の有する訴

権は、住民全体の利益を保障するために法律によって特別に認められた権利であり、自己の個人的利益のためにではなく、専ら住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張するものであるとされている。

これらの判決によれば、住民監査請求は、監査対象となる財務会計上の行為等が単に違法、不当というだけでは足りず、それによって当該地方公共団体に損害が発生していなければならず、当該制度の目的が地方財務行政の適正化を図ることであるから、その損害は財産上の損害に限られる。また、自己の法律上の利益に直接関わりのない事項について、専ら住民全体の利益のために、公益の代表者としての立場において請求するものであり、請求人個人の具体的権利利益を保護するためのものではないと解される。

本件請求において、請求人は、大阪市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（以下「本件給付金」という。）について、大阪市が本件給付金を一旦は現金書留にて送付しておきながら、請求人が拘置所や刑務所間を移送されることなどにより、当該郵便が「あて所が不明」にて未着返戻となったことをもって、本件給付金の申請を取り下げたものとみなし、請求人に支給しなかったことが、住民が地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有することを定めた法第 10 条第 2 項に違反すると主張している。そして、大阪市が本件給付金の申請を取り下げたものとみなしたことの取消し、及び受刑者にも支給漏れのないよう連絡をとり、本件給付金を支給するよう求めている。

しかしながら、本件給付金（5 万円）は請求人に対して支給されておらず、大阪市に財産的損害が生じているとは言えない。

また、本件請求は、請求人が本件給付金の支給を求めるなど、専ら請求人の個人的かつ私的な利益を主張しているものと解され、地方財務行政の適正な運営を確保し、住民全体の利益を保障することを目的とする住民監査請求制度の対象とすることはできない。

以上のとおり、本件請求は、いずれの点においても法第 242 条の要件を満たさないことから、住民監査請求の対象とならないものと判断した。